(3) Nature and quantity of the services to be required :
① Business contract like storage management and loading, etc. in Fukagawa government warehouse,
② Business contract like storage management and loading, etc. in Tachikawa government warehouse.
(4) Fulfillment period : From 1 April, 2010 thurough 30 September, 2010
(5) Fulfillment place :
① Fukagawa government warehouse, Tokyo Agriculture Office, Kanto Regional Agricultural Administration Office, 1—2—10 Shiohama Koto ward Tokyo
② Tachikawa government warehouse, Tokyo Agriculture Office, Kanto Regional Agricultural Administration Office, Midoricho Tachikawa city Tokyo
(6) Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
(A) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
(B) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
(C) have the grade "A" in terms of qualification "Provision of services" at Kanto-Koshinetsu area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2007, 2008 and 2009,
(D) The person in charge who takes charge of the director and the site must have one person or more who has the warehouse management chief person (Or, person who applies to this) experience based Article on Article 11 of the warehouse industry method (No. 121 of the law in 1956) in the warehouse where the keeping management of rice is done respectively,
(E) not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract.
(7) Time limit for tender :
① 10 : 00 A.M., 25 March, 2010 (tenders submitted by mail : 5 : 00 P.M., 24 March, 2010)
② 11 : 00 A.M., 25 March, 2010 (tenders submitted by mail : 5 : 00 P.M., 24 March, 2010)
(8) Contact point for the notice : Tomomi Munakata Procurement Section, Consumption and Marketing Division, Staple Food Department, Kanto Regional Agricultural Adminisatration Office, 2—1 Shintoshin Chuo ward Saitama city Saitama prefecture 330—9722 Japan. TEL 048—740—1006.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成22年1月29日
支出負担行為担当官
気象庁総務部長　福内　直之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○気象第３号

1　事業概要
(1) 品目分類番号　15、28、29、41
(2) 事業名　静止地球環境観測衛星の運用等事業
(3) 事業場所　入札説明書による。
(4) 事業内容　本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第６条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「ＳＰＣ」という。）を設立し、当該ＳＰＣが落札者とされた者の提案に基づき、以下の事業を実施する。
① 対象施設（静止地球環境観測衛星「ひまわり８号」及び「ひまわり９号」（以下「本事業衛星」という。）の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に必要な施設をいう。以下同じ。）及び対象設備（本事業衛星の衛星管制及び放射計データ等に係る設備等をいう。以下同じ。）の整備等に関する業務
② 対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務
③ 本事業衛星の運用に関する業務
なお、ＳＰＣは、対象施設及び対象設備については、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、平成42年３月31日又は本事業衛星の軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点（以下「事業期間等終了時点」という。）まで、確実に使用権原を確保することとする。
(5) 事業期間　事業契約締結の日から平成42年３月31日まで。
なお、国が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国はＳＰＣに事前に通告することにより、本事業を延長することができる。

2　競争参加資格
(1) 基本的要件
① 入札参加希望者は、以下の③に掲げる業務を実施する予定の企業によって構成される１者又は複数者からなるグループ（以下まとめて「応募グループ」という。）とする。応募グループのうち、ＳＰＣに出資を行い、かつ応募手続きを行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募グループは、代表企業のほか「構成員」（応募グループを構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、ＳＰＣに出資を行う企業をいう。以下同じ。）、及び「協力会社」（応募グループを構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、ＳＰＣから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）から構成される。
② ＳＰＣの株主は以下の要件を満たすこととする。
(ア) 代表企業及び構成員である株主がＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
(イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
(ウ) ＳＰＣの株主は、原則として事業期間等終了時点までＳＰＣの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。
③ 入札参加希望者は、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力会社を明らかにする。また、ＳＰＣからの受託又は請負により代表企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、入札参加希望者はその旨を明らかにする。
(ア) 対象施設及び対象設備の整備等に関する業務
(イ) 対象施設及び対象設備の維持管理等に関する業務
(ウ) 本事業衛星の運用に関する業務
なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。
④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討のうえ、認めた場合はこの限りではない。
⑤ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。
⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。
⑦ 上記⑥の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準に該当する場合をいう（以下同じ。）。
(ア) 資本関係　当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。